

# 1 議 事 日 程 (第 1 日)

(平成 1 8 年第 3 回有田川町議会定例会)

平成 1 8 年 9 月 1 2 日

午前 9 時 3 0 分開会

於議場

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第 195 号 有田川町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

日程第 5 議案第 201 号 平成 1 8 年度基盤整備促進事業大谷農道新設 (1 号  
農道 - 4) 工事の請負契約について

日程第 6 議案第 165 号 平成 1 8 年度有田川町一般会計補正予算 (第 5 号)

日程第 7 議案第 166 号 平成 1 8 年度有田川町国民健康保険事業特別会計補  
正予算 (第 1 号)

日程第 8 議案第 167 号 平成 1 8 年度有田川町介護保険事業特別会計補正予  
算 (第 2 号)

日程第 9 議案第 168 号 平成 1 8 年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予  
算 (第 2 号)

日程第 10 議案第 169 号 平成 1 8 年度有田川町簡易排水事業特別会計補正予  
算 (第 1 号)

日程第 11 議案第 170 号 平成 1 8 年度有田川町浄化槽事業特別会計補正予算  
(第 2 号)

日程第 12 議案第 171 号 平成 1 8 年度有田川町公共下水道事業特別会計補正  
予算 (第 3 号)

日程第 13 議案第 172 号 平成 1 8 年度有田川町水道事業会計補正予算 (第 2  
号)

日程第 14 議案第 173 号 平成 1 7 年度有田川町一般会計歳入歳出決算の認定  
について

日程第 15 議案第 174 号 平成 1 7 年度有田川町住宅新築資金等事業特別会計  
歳入歳出決算の認定について

日程第 16 議案第 175 号 平成 1 7 年度有田川町国民健康保険事業特別会計歳  
入歳出決算の認定について

日程第 17 議案第 176 号 平成 1 7 年度有田川町老人保健事業特別会計歳入歳  
出決算の認定について

- 日程第 18 議案第 177 号 平成 17 年度有田川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 19 議案第 178 号 平成 17 年度有田川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 20 議案第 179 号 平成 17 年度有田川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 21 議案第 180 号 平成 17 年度有田川町簡易排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 22 議案第 181 号 平成 17 年度有田川町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 23 議案第 182 号 平成 17 年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 24 議案第 183 号 平成 17 年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 25 議案第 184 号 平成 17 年度有田川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 26 議案第 185 号 平成 17 年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 27 議案第 186 号 平成 17 年度有田川町粟生財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 28 議案第 187 号 平成 17 年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 29 議案第 188 号 平成 17 年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 30 議案第 189 号 平成 17 年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 31 議案第 190 号 平成 17 年度有田川町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 32 議案第 191 号 有田川町情報公開条例及び有田川町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 33 議案第 192 号 有田川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 34 議案第 193 号 有田川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 35 議案第 194 号 有田川町福祉バス運行に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 36 議案第 196 号 有田川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 37 議案第 197 号 有田川町水道事業及び簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 38 議案第 198 号 有田川町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 39 議案第 199 号 有田郡老人福祉施設事務組合理約の変更について
- 日程第 40 議案第 200 号 有田聖苑事務組合理約の変更に関する協議について
- 日程第 41 議案第 202 号 町営土地改良事業の施行変更について
- 日程第 42 議案第 203 号 有田川町道路線の認定について
- 日程第 43 諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 44 諮問第 4 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 45 議案第 84 号 平成 17 年度吉備町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 46 議案第 85 号 平成 17 年度吉備町住宅新築資金等事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 47 議案第 86 号 平成 17 年度吉備町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 48 議案第 87 号 平成 17 年度吉備町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 49 議案第 88 号 平成 17 年度吉備町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 50 議案第 89 号 平成 17 年度吉備町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 51 議案第 90 号 平成 17 年度吉備町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 52 議案第 92 号 平成 17 年度金屋町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 53 議案第 93 号 平成 17 年度金屋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 54 議案第 94 号 平成 17 年度金屋町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 55 議案第 95 号 平成 17 年度金屋町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 56 議案第 96 号 平成 17 年度金屋町岩倉財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 57 議案第 97 号 平成 17 年度金屋町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 58 議案第 98 号 平成 17 年度金屋町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 59 議案第 99 号 平成 17 年度かなや明恵峡温泉特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 60 議案第 100 号 平成 17 年度金屋町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 61 議案第 101 号 平成 17 年度金屋町、吉備町及び清水町指導主事共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 62 議案第 102 号 平成 17 年度清水町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 63 議案第 103 号 平成 17 年度清水町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 64 議案第 104 号 平成 17 年度清水町老人保健事業（医療）特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 65 議案第 105 号 平成 17 年度清水町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 66 議案第 106 号 平成 17 年度清水町特別養護老人ホーム等事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 67 議案第 107 号 平成 17 年度清水町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 68 議案第 108 号 平成 17 年度清水町簡易排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 69 議案第 109 号 平成 17 年度清水町粟生財産区会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 70 議案第 110 号 平成 17 年度清水町城山山林財産区会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 71 議案第 111 号 平成 17 年度清水町八幡山林財産区会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 72 議案第 112 号 平成 17 年度清水町安諦山林財産区会計歳入歳出決算の認定について

日程第 73 議案第 113 号 平成 17 年度有田消防組合会計歳入歳出決算の認定  
について

日程第 74 議案第 114 号 平成 17 年度有田郡少年センター事務組合会計歳入  
歳出決算の認定について

2 出席議員は次のとおりである (25 名)

1 番	尾 上 武 男	2 番	増 谷 憲
3 番	堀 江 眞智子	4 番	亀 井 次 男
5 番	東 武 史	6 番	細 東 正 明
7 番	田 中 良 知	8 番	岡 省 吾
9 番	前 〇 利 夫	10 番	湊 正 剛
11 番	佐々木 裕 哲	12 番	森 本 明
13 番	横 畑 龍 彦	14 番	殿 井 堯
15 番	浦 博 善	16 番	林 道 種
18 番	楠 部 重 計	19 番	新 家 弘
20 番	西 弘 義	21 番	中 ✓ 正 門
22 番	中 山 進	23 番	竹 本 和 泰
24 番	大 岡 憲 治	25 番	橋 爪 弘 典
26 番	森 谷 信 哉		

3 欠席議員は次のとおりである (1 名)

17 番 坂 上 東洋士

4 遅刻議員は次のとおりである (なし)

5 会議録署名議員

6 番 細 東 正 明                      22 番 中 山 進

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

町長 中山正隆 助役 山崎博司  
監査委員 森本好典 総務課長 須佐見政人  
清水行政局長 保田永一郎 消防長 片畑昌宙  
企画課長 山崎正行 福祉課長 東敏雄  
住民課長 星田仁志 税務課長 赤井康彦  
出納室長 浜田文男 情報管理課長 水口克将  
建設課長 中西一雄 産業課長 東信行  
地籍調査課長 福原茂記 水道課長 嶋崎篤生  
下水道課長 中井勇 教育委員長 鈴間稔  
教育長 楠木茂 学校教育課長 岩本良憲  
社会教育課長 平内竹信

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事務局長 本下浩久 書記 池尻ひろ子

## 8 議事の経過

開会 9時31分

○議長（亀井次男）

17番、坂上東洋士君からの欠席届出がありましたので、ご報告します。

ただいまの出席議員は25名であります。

定足数に達しておりますので、第3回有田川町議会定例会は成立いたしました。

ただいまから、平成18年第3回有田川町議会定例会を開会いたします。

開議 9時32分

○議長（亀井次男）

本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

…………… 日程第1 会議録署名議員の指名 ……………

○議長（亀井次男）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、6番、細東正明君、22番、中山進君を指名いたします。

…………… 日程第2 会期の決定 ……………

○議長（亀井次男）

日程第2、会期の決定を行います。

この際、議会運営委員長から委員会開催の結果についてご報告願います。

議会運営委員長、中山君。

○議会運営委員長（中山 進）

おはようございます。

議長の指名がありましたので、議会運営委員会の経過と結果についてご報告申し上げます。

去る9月5日、議会運営委員会を開き、本定例会の会期、日程等について協議いたしました結果、会期につきましては、本日から9月26日までの15日間とし、日程については、お手元に配布されている日程表のとおりといたしたいと思います。

日程第4から日程第44までの議案39件、諮問2件については一括上程を行い、当局から提案理由の説明を求めたのち、全員協議会にてご審議いただきたいと思います。

全員協議会が終わり次第、本会議での議案審議をお願いいたします。

この会期、日程にご賛同賜り、円滑な議会運営ができますよう議員各位のご協力をお願い申し上げます。報告といたします。以上です。

○議長（亀井次男）

ただいま、議会運営委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は、本日から9月26日までの15日間にいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月26日までの15日間に決定いたしました。

…………… 日程第3 諸般の報告 ……………

○議長（亀井次男）

日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に町長より提出された議案等は、議案39件、諮問2件であります。

また、説明員は町長ほか20名であります。

次に、監査委員より、平成18年6月、7月分の例月出納検査及び平成18年度の定期監査の結果、平成18年1月から7月分までの有田川町水道事業出納検査、定期監査の結果がそれぞれお手元に配布のとおり報告されております。

また、本定例会に提出されました陳情及び要望は、お手元に配布の文書表のとおり、総務文教常任委員会及び産業建設常任委員会に付託することに決定しましたので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

これより議案の審議を行います。

…………… 一括議題 提案理由の説明 ……………

○議長（亀井次男）

お諮りします。

日程第4から日程第44までの議案39件、諮問2件を一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、日程第4から日程第44までの議案39件、諮問2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

おはようございます。

朝晩、だいぶ涼しくなって、秋の気配が感じられるようになってまいりました。

本日、ここに平成18年第3回有田川町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとお忙しい中ご参集を賜り厚くお礼を申し上げたいと思います。

提案理由の説明に先立ち、去る8月1日付けで職員の人事異動を発令しましたので、ご紹介をいたします。

清水行政局長の保田永一郎でございます。

どうかよろしくお願いを申し上げます。

それでは、ただ今上程されました議案について、ご説明を申し上げます。

議案第165号は、平成18年度有田川町一般会計補正予算第5号であります。

今回の補正の主なものといたしましては、総務費・財産管理費の工事請負費において、清水会館アスベスト除去工事費に2,300万円を、移動通信用鉄塔施設整備事業費に3,400万円を、民生費・老人福祉費では、介護保険事業特別会計への繰出金に7,525万7,000円を、児童福祉費では、乳幼児医療費の扶助費に1,400万円を、保育所費では、金屋第3保育所の測量設計委託料及び物件補償費に3,500万円を、衛生費・じん芥処理費では、ゴミ袋購入費などに1,187万円を、農林水産業費・林道維持改良事業費に638万3,000円を、土木費・道路橋りょう維持費の工事請負費などに1,100万円を、道路新設改良費の補償補填及び賠償金では、町道矢本線及び吉備インター連絡線に1,535万円を、都市計画総務費では、まちづくり交付金事業として実施する藤並駅改築に伴う負担金及び一ツ松地内の地区道路を整備する用地購入費、物件補償費などに2億712万8,000円を、公共下水道事業費については、起債充当率の変更により、一般会計からの繰出金が6,560万7,000円の減額を、消防費・常備消防費では、防火衣購入費に260万円を、消防施設費では、防火水槽整備工事費に510万円を、教育費・小学校の学校管理費では、上六川小学校、生石小学校の耐震診断委託料などに1,084万7,000円を、中学校の学校管理費では、吉備中学校耐震診断委託料などに906万7,000円を、災害復旧費・林業用施設災害復旧費に858万4,000円を、公共土木施設災害復旧費に469万9,000円を、また、各科目の職員給与費において、職員の人事異動による配置換えに伴い、各節の増減補正を行っています。

その他にも所要の補正を行った結果、今回の補正額は3億9,410万1,000円となり、補正後の予算総額は168億3,943万5,000円と相なります。

なお、補正額の財源といたしましては、国及び県支出金、町債、繰越金及び基金からの繰入金を充てることにいたしております。

債務負担行為につきましても、平成19年度において使用するため、プラスチック・不燃ごみ収集業務に要する経費に3,168万円を、また、藤並駅改築事業に要する経費に7億4,540万3,000円の補正をお願いするものであります。

議案第166号は、平成18年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号であります。

今回の補正は、老人保健拠出金で8,360万7,000円の減額、介護納付金で4,463万5,000円の減額で、共同事業拠出金では2億2,758万7,000円の増額など、総額1億934万8,000円の補正となり、補正後の予算総額は、35億1,050万9,000円と相なります。なお、補正額の財源といたしまして、保険税、共同事業交付金などを充てることにいたしております。

議案第167号は、平成18年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第2号であります。

今回の補正は、介護サービス等諸費で3億3,600万円、高額介護サービス費に1,500万円を、国及び県に対する償還金に3,113万3,000円など、総額4億1,355万5,000円の補正となり、補正後の予算総額は、21億1,215万1,000円と相なります。なお、補正額の財源といたしましては、国及び県支出金、支払基金交付金、一般会計からの繰入金、及び前年度繰越金を充てることにいたしております。

議案第168号は、平成18年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算第2号であります。

今回の補正は、吉原地区簡易水道施設整備事業の工事請負費については、1,045万1,000円の増額補正となっておりますが、一般管理費などの減額につき、差引き464万4,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は、10億8,122万1,000円と相なります。

議案第169号は、平成18年度有田川町簡易排水事業特別会計補正予算第1号であります。

今回の補正は、栗林地区中継ポンプ槽、ポンプ取替修繕料に41万9,000円の補正を行うものであります。

議案第170号は、平成18年度有田川町浄化槽事業特別会計補正予算第2号であります。

今回の補正は、県補助金として浄化槽整備事業元利償還金助成交付金49万7,000円を減債基金に積立てるものであります。

議案第171号は、平成18年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算第3号であります。

今回の補正は、下水道事業債の充当率変更により、町債で6,590万円の増額、一般会計からの繰入金で6,560万7,000円の減額など29万3,000円の増額補正となり、補正後の予算総額は、13億9,809万7,000円と相なります。

議案第172号は、平成18年度有田川町水道事業会計補正予算第2号であります。

収益的収入では、予算額3億7,252万2,000円に対し、19万1,000円の減で、消費税及び地方消費税還付金の減によるものであり、補正後の予算は3億7,

233万1,000円となります。

また、資本的収入は、予算額2億2,058万3,000円に対し、3,100万円の増で、その内訳は、公共下水道工事に伴う水道管布設替え工事の補償費に1,000万円、阪和自動車道二期線建設に伴う水道管布設替え工事の補償費が2,100万円であり、補正後の予算は、2億5,158万3,000円となります。

一方、資本的支出は、予算額3億8,875万7,000円に対し、2,700万円の増で、その内訳は、公共下水道工事に伴う補償工事費1,000万円に単独工事費500万円を加えた1,500万円を、阪和自動車道二期線建設に伴う補償工事費に2,100万円を、南部高区配水池耐震工事費に500万円を、水道課西倉庫移転工事費に100万円の増額であります。また、減額分としましては、吉備バイパスに伴う水道管布設工事費に1,000万円、南部低区送水管布設工事費が500万円であります。補正後の予算は、4億1,575万7,000円となります。

議案第173号から議案第190号までの18議案につきましては、平成17年度有田川町一般会計及び各特別会計の決算認定をお願いするものであります。その概要につきましては、助役並びに水道課長より説明させることにいたします。

次に、議案第191号は、有田川町情報公開条例及び有田川町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、有田川町水道事業及び簡易水道事業の設置及び管理に関する条例第3条に水道事業及び簡易水道事業に管理者を置かないものとするあり、情報公開条例並びに個人情報保護条例の定義について、実施機関から上水道事業管理者を削除し、新たに消防長を加えるものであります。

議案第192号は、有田川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、午前午後各15分ありました休息時間の廃止に伴い、勤務時間を延長するにあたり、本条例の一部改正をお願いするものであります。

議案第193号は、有田川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、障害者基本計画・障害福祉計画策定委員報酬を新たに加えるものであります。

議案第194号は、有田川町福祉バス運行に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

有田鉄道のバス路線であります、花園一和歌山市駅間の路線が9月末日をもって休止となります。特に高齢者が多い周辺住民にとっては、医療機関等への通院などに大変不便を来すところであり、今回、遠井・沼・楠本経由、楠本バス停間の運行を新たに開始いたしたく、本条例の一部改正をお願いするものであります。

議案第195号は、有田川町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

の制定についてであります。

今回の改正は、超少子化時代を迎え、人口の減少が急激に進む中、県では少子化対策を早急に行う必要があるとして、和歌山県乳幼児医療費補助金制度の改正を10月1日に行うことになっています。これは、通院の対象年齢を3歳から就学前まで拡大し、子育てにかかる負担を軽減しようとするものであり、当町においても同様に、就学前まで拡大するため、本条例の一部改正をお願いするものであります。

議案第196号は、有田川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

近年の急速な少子高齢化の進展の中で、将来にわたり持続可能なものにし、医療費の伸びと国民の負担との均衡を確保するため、10月1日に健康保険法の改正が行われます。このことを受け、当町においても70歳以上の高齢者が現役並み所得以上を有する場合の自己負担割合の改正、出産育児一時金の改正など本条例の一部改正をお願いするものであります。

議案第197号は、有田川町水道事業及び簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

現在、地方公営企業法の適用を受けている水道事業と15箇所の簡易水道事業を設置し運営をしておりますが、合併後、水道料金及び収納については統一しましたが、会計処理については、簡易水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用していない状況であり、今回、本条例の一部改正をお願いするものであります。

議案第198号は、有田川町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

6月定例会において、有田川町水道事業給水条例をご承認いただきましたが、一部に簡易水道事業に関連する文言に訂正がありましたので、今回本条例の一部改正をお願いするものであります。

議案第199号は、有田郡老人福祉施設事務組合理約の変更についてであります。

組合が処理する養護老人ホームの事務に加え、指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業を実施するため、規約の変更をお願いするものであります。

議案第200号は、有田聖苑事務組合理約の変更に関する協議についてであります。

当町におきましては、収入役を置かず、助役がその事務を兼掌することになっておりますので、当規約第8条の規定にかかわらず、組合に収入役を置かず助役がその事務を兼掌する旨のただし書きを加えるため、規約の変更をお願いするものであります。

議案第201号は、平成18年度基盤整備促進事業大谷農道新設（1号農道－4）工事の請負契約についてであります。

平成18年度基盤整備促進事業大谷農道新設（1号農道－4）工事を施工するため、平成18年8月22日、8業者を指名し、競争入札に付したところ、有田川町大字庄860番地13、株式会社丸庄組、代表取締役小堀猛氏が1億1,088万円で落札いた

しましたので、工事請負契約を締結するにあたり、議会の同意をお願いするものであります。

議案第202号は、町営土地改良事業の施行変更についてであります。

平成11年度より着工している団体営基盤整備促進事業中峯地区について、事業計画変更認可申請をしたいので、土地改良法第96条の3第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

議案第203号は、有田川町道路線の認定についてであります。

有田川町大字徳田地内、町道樋尻川2号線、延長35メートルを道路法の規定により、町道の認定をお願いするものであります。

諮問第3号は、人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることについてであります。

平成18年9月30日をもって任期満了となります、有田川町大字徳田241番地4、東俊孝氏の後任に、人格が高潔で人権擁護に関し識見を有する、有田川町大字中井原112番地5、三ツ村あけみ氏を人権擁護委員候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

諮問第4号は、人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることについてであります。

平成18年9月30日をもって任期満了となります、有田川町大字長田357番地5、大浦新次氏の後任に、人格が高潔で人権擁護に関し識見を有する、有田川町大字長田295番地1、山崎一幸氏を人権擁護委員候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

以上で提出議案に対する私の説明を終わります。

何とぞご審議のうえご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（亀井次男）

以上、町長の提案理由の説明が終わりました。

続いて、補足説明をお願いします。

助役、山崎君。

助役（山崎博司）

それでは、私の方から平成17年度有田川町一般会計歳入歳出決算書ほか16特別会計の決算概要について提案の説明を申し上げます。

いずれの会計決算書も平成18年1月の合併から3月末会計年度の3カ月の間の調整となっていますので申し添えておきます。

有田川町決算書の1ページをお開き願います。

平成17年度有田川町一般会計歳入歳出決算書についてご説明申し上げます。

予算現額は歳入歳出ともに85億1,641万2,000円でございます。歳入決算額は80億2,825万139円で、歳出決算額は78億3,855万5,291円と

なっております。したがって、歳入歳出差引額は1億8,969万4,848円と相なります。この内、1億58万4,500円は繰越明許費繰越額となっておりますので、翌年度繰越額は8,911万348円となっております。

次に、住宅新築資金等事業特別会計でございます。

予算現額は歳入歳出ともに1,170万8,000円でございます。歳入決算額は1,170万5,368円で、歳出決算額は1,170万5,368円となっております。したがって、歳入歳出差引額はございません。

次に、国民健康保険事業特別会計でございます。

予算現額は歳入歳出ともに11億5,976万7,000円でございます。歳入決算額は11億6,056万1,410円で、歳出決算額は11億5,975万162円となっております。したがって、歳入歳出差引額は81万1,248円となり、同額の81万1,248円は翌年度繰越額となっております。

次に、老人保健事業特別会計でございます。

予算現額は歳入歳出ともに14億1,568万5,000円でございます。歳入決算額は13億3,106万3,472円で、歳出決算額は14億1,568万1,086円となっております。したがって、歳入歳出差引額は、8,461万7,614円の赤字となっております。翌年度繰上充用金8,461万7,614円をもって歳入不足額を補填しております。

次に、介護保険事業特別会計でございます。

予算現額は歳入歳出ともに6億3,780万円でございます。歳入決算額は6億3,780万5,249円で、歳出決算額は5億6,890万7,893円となっております。したがって、歳入歳出差引額は6,889万7,356円となり、同額の6,889万7,356円は翌年度繰越額となっております。

次に、簡易水道事業特別会計でございます。

予算現額は歳入歳出ともに7億3,464万8,000円でございます。歳入決算額は7億3,364万5,666円で、歳出決算額は7億3,195万1,137円となっております。したがって、歳入歳出差引額は169万4,529円となり、同額の169万4,529円は翌年度繰越額となっております。

次に、農業集落排水事業特別会計でございます。

予算現額は歳入歳出ともに2億4,651万7,000円でございます。歳入決算額は2億4,399万5,038円で、歳出決算額は2億4,399万5,038円となっております。したがって、歳入歳出差引額はございません。

次に、簡易排水事業特別会計でございます。

予算現額は歳入歳出ともに204万1,000円でございます。歳入決算額は204万260円で、歳出決算額は203万6,678円となっております。したがって、歳入歳出差引額は3,582円となり同額の3,582円は翌年度繰越額となっております。

ございます。

次に、浄化槽事業特別会計でございます。

予算現額は歳入歳出ともに3,125万5,000円でございます。歳入決算額は3,125万2,146円で、歳出決算額は3,125万2,146円となっております。したがって、歳入歳出差引額はございません。

次に、かなや明恵峡温泉特別会計でございます。

予算現額は歳入歳出ともに1億743万2,000円でございます。歳入決算額は1億743万7,295円で、歳出決算額は1億736万3,844円となっております。したがって、歳入歳出差引額は7万3,451円となり同額の7万3,451円は翌年度繰越額となっております。

次に、特別養護老人ホーム等事業特別会計でございます。

予算現額は歳入歳出ともに1億6,934万3,000円でございます。歳入決算額は1億6,934万1,770円で、歳出決算額は同額の1億6,934万1,770円となっております。したがって、歳入歳出差引額はございません。

次に、公共下水道事業特別会計でございます。

予算現額は歳入歳出ともに14億1,560万4,000円でございます。歳入決算額は11億8,216万1,628円で、歳出決算額は9億1,630万628円となっております。したがって、歳入歳出差引額は2億6,586万1,000円となり同額の2億6,586万1,000円を繰越明許費繰越額の財源として翌年度へ繰り越すものでございます。

次に、岩倉財産区管理会特別会計でございます。

予算現額は歳入歳出ともに5万9,000円でございます。歳入決算額は5万8,694円で、歳出決算額はございません。したがって、歳入歳出差引額は5万8,694円となり同額の5万8,694円は翌年度繰越額となっております。

次に、粟生財産区管理会特別会計でございます。

予算現額は歳入歳出ともに94万円でございます。歳入決算額は94万53円で、歳出決算額はございません。したがって、歳入歳出差引額は94万53円となり同額の94万53円は翌年度繰越額となっております。

次に、城山財産区管理会特別会計でございます。

予算現額は歳入歳出ともに173万7,000円でございます。歳入決算額は173万7,913円で、歳出決算額はございません。したがって、歳入歳出差引額は173万7,913円となり同額の173万7,913円は翌年度繰越額となっております。

次に、八幡山林財産区管理会特別会計でございます。

予算現額は歳入歳出ともに13万8,000円でございます。歳入決算額は13万8,843円で、歳出決算額は1万4,000円でございます。したがって、歳入歳出

差引額は12万4,843円となり同額の12万4,843円は翌年度繰越額となっております。

最後に、安諦山林財産区管理会特別会計でございます。

予算現額は歳入歳出ともに11万3,000円でございます。歳入決算額は11万3,290円で、歳出決算額はございません。したがって、歳入歳出差引額は11万3,290円となり同額の11万3,290円は翌年度繰越額となっております。なお、各会計別決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び主要施策の成果を添付してございますので後刻ご高覧頂きたいと思っております。

以上をもちまして、平成17年度有田川町一般会計歳入歳出決算書ほか16特別会計の決算書の提案の概要説明を終わります。

何とぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（亀井次男）

水道課長、嶋崎君。

○水道課長（嶋崎篤生）

ご説明いたします。

議案第190号、平成17年度有田川町水道事業会計決算認定についてであります。

今回、決算期間において、1月から3月分の収入見込額が限られておりましたので、新規事業予算を計上しておりません。支出のほとんどが経常的な費用でございます。

それでは、決算書の1ページをお願いします。決算報告書でございます。決算額のみさせていただきます。

まず収益的収入及び支出で、収入の部第1款水道事業収益は、9,684万4,192円で、内訳といたしまして、第1項の営業収益9,068万6,955円、第2項の営業外収益589万3,356円、第3項特別利益が26万3,881円でございます。

支出の部でございます。第2款水道事業費用6,845万1,382円で、内訳は、第1項の営業費用が4,527万2,666円、第2項の営業外費用2,317万8,716円、収入支出差し引き、消費税抜きで2,901万4,283円の黒字決算でございます。

次に資本的収入及び支出。収入の部第1款資本的収入3,914万1,316円。内訳、第1項の工事負担金のみでございます。

支出の部につきましては、第2款資本的支出は4,764万9,411円で、内訳といたしまして、第1項建設改良費2,565万6,424円、第2項企業債償還金2,199万2,987円となり、資本的収入が資本的支出に対し不足する額850万8,095円は、当年度分損益勘定28万6,370円、積立金取り崩し700万円、消費税資本的収支調整額122万1,725円により補填しております。

続きまして2ページから6ページにつきましては、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書、貸借対照表でございます。

この中で、3ページの剰余金計算書におきまして、前年度未処分利益剰余金9,761万4,276円と、当年度純利益2,901万4,283円を合計いたしました1億2,662万8,559円が当年度末の未処分利益剰余金となります。

また、4ページの剰余金計算書でございます。当年度未処分利益剰余金1億2,662万8,559円の中より、法に基づき、500万円を減債積立金、また9,000万円を建設改良積立金とすることにより、残額3,162万8,559円は、平成18年度有田川町水道事業会計への繰越利益剰余金とさせていただきます。

あと、7ページから16ページまでは、決算付属書類並びに参考資料でございます。お目通しのほど、よろしく願いいたします。

以上ご審議いただき、ご認定のほどよろしく願いをいたしまして、水道事業会計決算書の説明を終わらせていただきます。

○議長（亀井次男）

ほかに補足説明はありませんか。

ないようですので、提案理由の説明を終わります。

次に、日程第14、議案第173号から日程第31、議案第190号までの決算の認定について、監査委員さんより監査報告をお願いします。

代表監査委員、森本好典君。

○代表監査委員（森本好典）

それでは、審査報告をいたします。

地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、平成17年度、これは平成18年1月から平成18年3月までの間の有田川町の各会計決算及び各基金の運用状況についての審査意見をご報告申し上げます。

まず、審査の概要であります。審査の対象につきましては、お手元の資料の別紙1ページに審査の対象として記載しているとおりであります。審査の期間につきましては、平成18年8月21日から平成18年8月23日までの3日間にわたりまして、有田川町役場吉備庁舎3階の会議室におきまして、担当各課の課長さんのご説明のもとに、森本明監査委員とともに実施をいたしました。

審査の手続きでございますが、審査に当たりまして町長から提出されました各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類等につき、関係法令に対する準拠性、財政運営の健全性、財産管理の適正性、さらに予算執行の適正性かつ効率性等につき、関係帳簿及び証拠書類の照合等、通常実施すべき監査手続きを実施しました。

審査の結果でございます。審査に付された有田川町の一般会計、特別会計の歳入歳出決算等関連書類は法令に準拠して策定されており、また、計算計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りがなく、適正なものと認められました。

なお、財政構造の弾力性につきましては、今後、より硬直化が進むものと懸念される

状況にあるため、一層の行財政の改革に取り組まれることを期待するところであります。  
以上でございます。

○議長（亀井次男）

以上で、監査委員さんの報告が終わりました。

暫時休憩いたします。

休憩中に全員協議会を開きますので、よろしく願いいたします。

~~~~~

休憩 10時18分

再開 15時00分

~~~~~

…………… 日程第4 議案第195号 ……………

○議長（亀井次男）

再開します。

日程第4、議案第195号、有田川町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第 5 議案第 201 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 5、議案第 201 号、平成 18 年度基盤整備促進事業大谷農道新設（1 号農道  
－ 4）工事の請負契約についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決されました。

お諮りします。

日程の順序を変更し、日程第 14、議案第 173 号から日程第 31、議案第 190 号  
までの 18 件を決算審査特別委員会に付託いたしたく、先に審議いたしたいと思いを  
ます。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第 14、議案第 173 号から日程第 31、議案第 190 号  
までの 18 件を先に審議することに決定いたしました。

…………… 日程第 14 議案第 173 号 ～ 日程第 31 議案第 190 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 14、議案第 173 号、平成 17 年度有田川町一般会計歳入歳出決算の認定に  
ついてから日程第 31、議案第 190 号、平成 17 年度有田川町水道事業会計決算の認  
定についてまで、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第173号から議案第190号までの18件は、決算審査特別委員会に付託して審査することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、日程第14、議案第173号から日程第31、議案第190号までの18件については、決算審査特別委員会に付託して審査することに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま、決算審査特別委員会に付託して審査することに決定した議案のうち、議案第173号から議案第189号までの17件は、閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、議案第173号から議案第189号までの17件は、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りします。

日程の順序を変更し、日程第43、諮問第3号から日程第74、議案第114号までの32件を先に審議いたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第43、諮問第3号から日程第74、議案第114号までの32件を先に審議することに決定いたしました。

…………… 日程第43 諮問第3号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第43、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本件は、人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認め、質疑、討論は省略させていただきます。

お諮りします。

本件は、議案書の意見のとおり答申いたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、本件は、議案書のとおり答申することに決定いたしました。

…………… 日程第４４ 諮問第４号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第４４、諮問第４号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本件は、人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認め、質疑、討論は省略させていただきます。

お諮りします。

本件は、議案書の意見のとおり答申いたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、本件は、議案書のとおり答申することに決定いたしました。

…………… 決算審査特別委員会 審査報告 ……………

○議長（亀井次男）

日程第４５、議案第８４号から日程第７４、議案第１１４号までの３０件を一括議題といたします。

本決算認定については、決算審査特別委員会に付託しておりますので、委員長より、審査の経過及び結果の報告を求めます。

決算審査特別委員長、森谷君。

○決算審査特別委員長（森谷信哉）

議長の許可を得ましたので、決算審査特別委員会の審査報告をいたします。

平成17年度歳入歳出決算の認定審査については、6月定例議会において設置された議員9名による決算審査特別委員会に付託され、旧町ごとに分割して審査を行い、各旧町別に審査の経過を報告するとともに、出された意見をまとめたものであります。

議案第84号から議案第90号、議案第92号から議案第114号の本委員会に付託された平成17年度歳入歳出決算は、去る7月18日、19日の両日各課、室長及び担当者の出席を求め、決算の詳細について慎重に審査をいたしましたので、その経過並びに結果を次の意見を付けて会議規則第77条の規定により報告いたします。

今決算の審査は、従来の決算審査と違い、合併に係る12月末までの打ち切り決算の審査であり、それぞれ平成17年度の決算とされているが、繰り越し事業の取り扱いや未収、未払い、あるいは繰り上げ充用等、財政運営の手法の違いにより、決算の収支については、それぞれ検証することが非常に難しいものがある。また、事業の成果についても、各旧町の経過や実態に合わせた成果となれば、これを継承した有田川町として成果を評することは難しい。

よって今回の審査は、旧町の財政構造を分析し、今後の財政運営の参考とすべく若干の意見を述べるに止め、すべての決算については、これを認定することとした。

まず、旧吉備町の決算に対する意見。

歳入面については、本年度の地方交付税の歳入決算総額に占める割合は、39.4%であり、特別交付税は12月交付分のみ決算額であり、通年度より大幅に減額している。歳入全体の約30%を占める地方交付税のうち、普通交付税については、15年度と本年度を比較すると約1億円減少している。この傾向は今後の財政運営にたいへん大きく影響すると思われる。歳出における公債費については、平成14年から16年度を見ると平均して約9億5,000万円程度であり、平成17年度については、前期のみの決算額となっている。また、公債費比率は年々増加傾向にあり、長期的視野に立って財政構造の弾力性確保のために、十分な配慮と努力をお願いしたい。

旧金屋町の決算に対する意見。

歳入面については、本年度の交付税の歳入決算総額に占める割合は、53.1%であり、特別交付税は12月交付分のみ決算額であり、通年度より大幅に減額している。歳入全体の約30%から40%を占める地方交付税のうち、普通交付税については、15年度と本年度を比較すると約5,000万円増額している。その要因の一つに、事業費補正に係る増額が見込まれている。歳出における公債費については、平成14年度から16年度を見ると平均して12億3,000万円程度であり、17年度は前期のみの決算額となっている。また、公債費比率は年々増加傾向にあり、長期的視野に立って財政構造の弾力性確保のために十分な配慮と努力をお願いしたい。

旧清水町の決算に対する意見。

本年度の地方交付税の歳入決算総額に占める割合は、70.1%であり、特別交付税

は12月交付分のみ決算額であり、通年度より大幅に減額している。歳入全体の約40%～44%を占める地方交付税のうち、普通交付税については、15年度と本年度を比較すると約2億2,200万円減額している。これは、今後の財政運営に大きく影響することが懸念される。歳出における公債費については、平成14年度から16年度を見ると平均して約11億6,000万円程度であり、17年度は前期のみ決算額となっている。また、公債費比率は年々増加傾向にあり、長期的視野に立って財政構造の弾力性確保のために、十分な配慮と努力をお願いしたい。

総じて、決算規模の割には公債費比率が高く、これからさらに健全財政を保ちながら、住民福祉の向上に効果的、積極的な施策の展開を望むものであります。

これからは、これらの意見を十分踏まえ、新町の財政運営に反映されることを求めるものであります。

これで私の説明を終わります。

どうかよろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（亀井次男）

委員長報告を終わります。

…………… 日程第45 議案第84号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第45、議案第84号、平成17年度吉備町一般会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

委員長の報告は、認定するものであります。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（亀井次男）

起立、多数であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

…………… 日程第４６ 議案第８５号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第４６、議案第８５号、平成１７年度吉備町住宅新築資金等事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

委員長の報告は、認定するものであります。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は認定することに決定いたしました。

…………… 日程第４７ 議案第８６号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第４７、議案第８６号、平成１７年度吉備町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

委員長の報告は、認定するものであります。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は認定することに決定いたしました。

…………… 日程第４８ 議案第８７号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第４８、議案第８７号、平成１７年度吉備町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

委員長の報告は、認定するものであります。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（亀井次男）

起立、多数であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

…………… 日程第 4 9 議案第 8 8 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 4 9、議案第 8 8 号、平成 1 7 年度吉備町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

委員長の報告は、認定するものであります。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は認定することに決定いたしました。

…………… 日程第 5 0 議案第 8 9 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 5 0、議案第 8 9 号、平成 1 7 年度吉備町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

委員長の報告は、認定するものであります。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

…………… 日程第51 議案第90号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第51、議案第90号、平成17年度吉備町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

委員長の報告は、認定するものであります。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（亀井次男）

起立、多数であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

…………… 日程第52 議案第92号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第52、議案第92号、平成17年度金屋町一般会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

委員長の報告は、認定するものであります。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（亀井次男）

起立、多数であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

…………… 日程第53 議案第93号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第53、議案第93号、平成17年度金屋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

委員長の報告は、認定するものであります。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（亀井次男）

起立、多数であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

…………… 日程第54 議案第94号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第54、議案第94号、平成17年度金屋町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

委員長の報告は、認定するものであります。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

…………… 日程第 5 5 議案第 9 5 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 5 5、議案第 9 5 号、平成 1 7 年度金屋町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

委員長の報告は、認定するものであります。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は認定することに決定いたしました。

…………… 日程第 5 6 議案第 9 6 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 5 6、議案第 9 6 号、平成 1 7 年度金屋町岩倉財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

委員長の報告は、認定するものであります。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は認定することに決定いたしました。

…………… 日程第57 議案第97号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第57、議案第97号、平成17年度金屋町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

委員長の報告は、認定するものであります。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

…………… 日程第 5 8 議案第 9 8 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 5 8、議案第 9 8 号、平成 1 7 年度金屋町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

委員長の報告は、認定するものであります。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（亀井次男）

起立、多数であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

…………… 日程第 5 9 議案第 9 9 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 5 9、議案第 9 9 号、平成 1 7 年度かなや明恵峡温泉特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

委員長の報告は、認定するものであります。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

…………… 日程第60 議案第100号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第60、議案第100号、平成17年度金屋町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

委員長の報告は、認定するものであります。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

…………… 日程第61 議案第101号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第61、議案第101号、平成17年度金屋町、吉備町及び清水町指導主事共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

委員長の報告は、認定するものであります。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

…………… 日程第 6 2 議案第 1 0 2 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 6 2、議案第 1 0 2 号、平成 1 7 年度清水町一般会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

委員長の報告は、認定するものであります。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（亀井次男）

起立、多数であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

…………… 日程第 6 3 議案第 1 0 3 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 6 3、議案第 1 0 3 号、平成 1 7 年度清水町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

委員長の報告は、認定するものであります。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（亀井次男）

起立、多数であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

…………… 日程第64 議案第104号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第64、議案第104号、平成17年度清水町老人保健事業（医療）特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

委員長の報告は、認定するものであります。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

…………… 日程第 6 5 議案第 1 0 5 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 6 5、議案第 1 0 5 号、平成 1 7 年度清水町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

委員長の報告は、認定するものであります。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（亀井次男）

起立、多数であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

…………… 日程第 6 6 議案第 1 0 6 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 6 6、議案第 1 0 6 号、平成 1 7 年度清水町特別養護老人ホーム等事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

委員長の報告は、認定するものであります。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

…………… 日程第67 議案第107号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第67、議案第107号、平成17年度清水町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

委員長の報告は、認定するものであります。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

…………… 日程第68 議案第108号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第68、議案第108号、平成17年度清水町簡易排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

委員長の報告は、認定するものであります。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

…………… 日程第 69 議案第 109 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 69、議案第 109 号、平成 17 年度清水町粟生財産区会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

委員長の報告は、認定するものであります。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

…………… 日程第 70 議案第 110 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 70、議案第 110 号、平成 17 年度清水町城山山林財産区会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

委員長の報告は、認定するものであります。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

…………… 日程第71 議案第111号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第71、議案第111号、平成17年度清水町八幡山林財産区会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

委員長の報告は、認定するものであります。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

…………… 日程第72 議案第112号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第72、議案第112号、平成17年度清水町安諦山林財産区会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

委員長の報告は、認定するものであります。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

…………… 日程第73 議案第113号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第73、議案第113号、平成17年度有田消防組合会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

委員長の報告は、認定するものであります。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

…………… 日程第74 議案第114号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第74、議案第114号、平成17年度有田郡少年センター事務組合会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

委員長の報告は、認定するものであります。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

お諮りします。

日程第6、議案第165号から日程第13、議案第172号まで、日程第32、議案第191号から日程第42、議案第203号までを提案理由の説明だけにとどめ、議案調査のため審議を中止したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

本日の会議は、これで延会にしたいと思います。

なお、次回の本会議は、9月21日、木曜日、午前9時30分から再開いたします。

~~~~~

延会 15時35分

